



2026年7月10日

各 位

会社名 株式会社ジェイテックコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 津村 尚史
(コード番号：3446 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 管理部長 日谷 哲也
(TEL. 072-655-2785)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年7月10日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について2026年9月29日開催の第33回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年としておりますが、売上高等の季節要因に伴う業績への影響を緩和し、事業運営の効率化を図るとともに、業績等の経営成績を適切に開示することで経営の透明性を向上させることを目的とし、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までの1年に変更するものであります。

また、可能な限り早期に決算期変更を実施することが企業価値向上に資するものと判断し、第33回定時株主総会において当該議案を上程するものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在	変 更 後
毎年6月30日	毎年3月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第34期は、2026年7月1日から2027年3月31日までの9ヵ月間となります。また、連結子会社の電子科学株式会社についても、同様の決算期変更をおこないます。同社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年としておりますが、毎年1月1日から12月31日までの1年間に変更するものであります。同社におきましても決算期変更の経過期間となる第49期は、2026年4月1日から2026年12月31日までの9ヵ月間となります。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- 決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、定時株主総会の招集時期を毎年6月に、定時株主総会の基準日を毎年3月31日に、中間配当の基準日を毎年9月30日に、それぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、第34期事業年度は、2026年7月1日から2027年3月31日までの9か月間となるため、附則を設けるものです。
- 議事録作成実務効率化の観点から、取締役会および監査役会の議事録を電磁的記録によって作成することを可能とするため所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

現行定款	変更案
第12条（定時株主総会の基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。	第12条（定時株主総会の基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。
第23条（取締役会の議事録） 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法務省令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は押印し、これを本店に10年間備え置くものとする。	第23条（取締役会の議事録） 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法務省令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行ない、これを本店に10年間備え置くものとする。
第35条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。	第35条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。
第39条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 <u>7月1日</u> から翌年 <u>6月30日</u> までの、1年とする。	第39条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までの、1年とする。
第41条（剰余金の配当） 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。	第41条（剰余金の配当） 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。

現行定款	変更案
<p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。</p> <p>(附則)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 (事業年度に関する経過措置)</u></p> <p><u>第39条 (事業年度) の規定にかかわらず、第34期事業年度は、2026年7月1日から2027年3月31日までとする。なお、本附則は、第34期事業年度終了後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条 (取締役の任期に関する経過措置)</u></p> <p><u>第19条 (取締役の任期) の規定にかかわらず、2026年9月29日開催の第33回定時株主総会において選任された取締役の任期は、第34期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第34期事業年度に関する定時株主総会の終結後にこれを削除する。</u></p>

(3) 日程

- 定款一部変更のための定時株主総会開催日 (予定) : 2026年9月29日 (火)
- 定款一部変更の効力発生日 (予定) : 2026年9月29日 (火)

4. 今後の見通し

決算期 (事業年度の末日) の変更は、2026年9月29日開催予定の第33回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることが条件となります。また、決算期を変更した場合の2027年3月期の業績予想につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

以 上